

税のお知らせ

個人市民税・府民税の納税通知書を発送

市では、平成26年度個人市民税・府民税（以下個人住民税）の普通徴収分、公的年金からの特別徴収分の納税通知書を発送します。

普通徴収とは、納税義務者が金融機関などに出向き、個人住民税を納める方法です。

公的年金からの特別徴収とは、年金保険者（日本年金機構など）が個人住民税を年金から直接徴収して市へ納める方法です。

不明な点は問合せ下さい。

問合せ 課税課市民税係
☎6992・1456

市税の夜間・休日納付相談

平日、仕事などで忙しい人や、病気・失業などで市税を納付できない人は利用して下さい。

夜間 6月26日(木) 19:30まで
休日 6月22日(日) 10:00～15:00

ところ 納税課（市役所1号別館2階、☎6992-1852～1854）

※来庁時は、夜間休日出入口（正面玄関側）を利用して下さい。
※納付相談などに車で来庁した人を対象に、相談時間帯のみ臨時駐車場を夜間休日出入口前（正面玄関側）に設置していますが、駐車台数に限りがありますので、ご協力をお願いします。

公的年金などからの特別徴収

(2)徴収する税額 年金所得から計算した税額のみです。給与所得や事業所得などの金額から計算した税額ではありません。

なお、公的年金などからの特別徴収は納税方法を変更するものであり、新たな税負担が生じるものではありません。

個人住民税の減免制度

生活保護を受けている人、災害に遭った人、失業中の人などは、一定の基準により個人住民税の減免を受けることができます。詳しくは問合せ下さい。

ただし、納期限が過ぎた税額や納付後は受付できません。

個人住民税の課税（非課税・無収入）証明書の交付

6月2日(月)から平成26年度（平成25年中所得）の課税（非課税・無収入）証明書の交付を行います。

証明書が必要な人は、平日午前9時～午後5時30分に総合窓口へお越し下さい。

証明書の申請には、本人確認ができるもの（運転免許証や健康保険証、住基カードなど）を持参して下さい。本人以外の証明書を申請する場合には、委任状が必要です（同居の家族を除く）。手数料は一通300円です。

※アルバイト・パートなどの少額の収入があり、個人住民税の申告をしていない人は、当日証明書を交付できません。来庁前に問合せ下さい。

問合せ 課税課市民税係
☎6992・1456

ご存知ですか？ 固定資産税・都市計画税

住宅の敷地（住宅の建っ

臨時福祉給付金申請書 6月下旬に送付 子育て世帯臨時特例給付金申請書 6月末に送付

本市での、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）や子育て世帯臨時特例給付金の決定事項をお知らせします。

◆申請書配布について
○臨時福祉給付金
臨時福祉給付金の給付対象者を確定することが困難なため、平成26年1月1日時点で守口市に住民登録があった全世帯に、申請書を送付します。

◆申請方法について
申請書の送付は、6月下旬に行います。

○子育て世帯臨時特例給付金
平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）を受給している人に、6月末に申請書を、原則、送付します。

◆申請期間について
7月1日(火)～9月30日(火)

【予定】
◆申請会場について
テラプラザ1階（河原町10-15）京阪電車守口市駅東口前（ホテルアゴラ隣）

◆申請方法について
郵送または申請会場にて申請書類を提出

◆守口市給付金専用ダイヤルについて
2つの給付金の専用ダイヤルを設置しました。
☎0570・200・192

◆制度概要の問合せ
制度の概要については、次の連絡先に問合せ下さい。

◆配偶者からの暴力を理由に避難している人（DV被害者）の事前申請について
○市や厚生労働省などが「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の給付のために、手数料などの振り込みを求めるとは絶対にありません。

◆配偶者からの暴力を理由に避難している人（DV被害者）の事前申請について
○市や厚生労働省などが「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の給付のために、手数料などの振り込みを求めるとは絶対にありません。

◆申請方法について
郵送または申請会場にて申請書類を提出

◆守口市給付金専用ダイヤルについて
2つの給付金の専用ダイヤルを設置しました。
☎0570・200・192

◆制度概要の問合せ
制度の概要については、次の連絡先に問合せ下さい。

◆配偶者からの暴力を理由に避難している人（DV被害者）の事前申請について
○市や厚生労働省などが「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の給付のために、手数料などの振り込みを求めるとは絶対にありません。

◆配偶者からの暴力を理由に避難している人（DV被害者）の事前申請について
○市や厚生労働省などが「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の給付のために、手数料などの振り込みを求めるとは絶対にありません。

臨時福祉給付金は、平成26年1月1日時点で住民登録が行われている市町村から支給されますが、給付金対象者のうち、配偶者からの暴力を理由に避難している人で、事情により、平成26年1月1日時点で現在の居住地に住民登録がない人は、事前申請の手続きをしていただくことで、居住地で給付金の申請を行うことができます。

※事前申請書は、随時受け付けています。詳細は、福祉・子育て給付金担当まで問合せ下さい。

問合せ 健康福祉部総務課 福祉・子育て給付金担当
☎0570・200・192

市税は納期内に納めましょう

固定資産税・都市計画税（第一期分）、軽自動車税を納めていない人は、至急納付して下さい。

また、今月は、個人住民税の普通徴収分の第一期分の納期ですので、6月30日(月)までに近くの金融機関や次のコンビニエンスストアなどで納付をお願いします。

問合せ 課税課土地係
☎6992・1474

例月出納検査

市の例月出納検査は、平成26年4月16～22日まで、伊藤正伸、山川勇一、澤井良一の各監査委員によって行われ、平成26年3月末日現在における各会計の収支総額は、左表のとおりであり、各会計とも収支については、正確であることが認められました。

問合せ 監査委員事務局
☎6992・1795

会計別	区分	金額(円)
一般会計	収入額	55,187,487,593
	支出額	55,102,569,647
	収支差引額	84,917,946
	一時借入金	1,600,000,000
	差引残額	1,684,917,946
特別会計 水道業	収入額	3,949,133,182
	支出額	3,556,936,402
	収支差引額	392,196,780
特別会計 健康事業 国民保険	収入額	16,606,613,123
	支出額	18,449,097,006
	収支差引額	△1,842,483,883
	一時借入金	2,600,000,000
	差引残額	757,516,117
特別会計 後期高齢者 医療事業	収入額	1,495,913,185
	支出額	1,358,068,858
	収支差引額	137,844,327